

令和3年度事業計画

晴見保育園

昭和41(1966)年7月認可開設
昭和60(1985)年4月改築(建替え)
平成29(2017)年5月外壁塗装
定員80名

1 基本方針

- (1) 園児の安全と健康を保持し、家庭的な保育環境の中で粘り強く心豊かな子に育てる。
- (2) 地域子育て支援の充実及び定着を図る。
- (3) 指導体制強化のため保育力をアップさせるとともに、情報の共有化を図る。
- (4) 予算の効率的かつ適正な執行に努めるとともに、改築に向けての資金積立を計画的に行う。

2 重点目標

- (1) 保育実施要領を基にした保育内容の充実
- (2) 地域子育て家庭支援の充実と定着
- (3) コロナ等の感染予防
- (4) 防災と安全対策
- (5) 人材育成のための職員協力体制及び指導体制の強化
- (6) 保育環境の整備
- (7) 第三者評価の受審

3 実施計画

- (1) 保育実施要領を基にした保育内容の充実
 - ア 発達を配慮した段階的な保育の実施。
 - イ 近隣の農業高校、農工大学の協力を得て、自然に対する興味関心を高める情操教育の実施。
 - ウ 食育指導の一環として、自分で作物を栽培、収穫し、育て、食べることの喜びを体験させる。また、適宜調理指導を行い、自分で調理することの楽しさを体験させる。
 - エ 晴見保育文庫(保護者への図書貸出)を活用し、親子で本に親しむ習慣を提供する。また、新型コロナウイルス感染症(以下、コロナと表記)感染状況によって実施できない場合は、保護者が図書の選択をしやすいような図書紹介の情報発信を行い、親子で絵本等に親しんでもらえるようにする。
 - オ 園外保育を通して四季の移り変わりを体験させ、製作、絵の作成等につなげて豊かな情操を育むとともに、交通ルールの理解、獲得に努める。
 - カ 隣接する高齢者施設のお年寄りとの交流を通して、人を思いやる気持ちを育てる。コロナ感染状況から来園実施が難しい場合は、リモート対応も検討する。
- (2) 地域子育て家庭支援の充実と定着
 - ア 担当職員が一意団結して、円滑な支援に当たるよう努める。

イ 育児講座を職員研修の場として公開し、職員が地域子育て家庭支援事業に高い意識を持つように努める。

ウ 一時預かりご利用家庭において実施していた保育状況面談は、密になる降園時間の実施だった。コロナ感染拡大防止の「密を避け、園内短時間滞在」等の観点から、日々の保育状況は、連絡帳でのお知らせと、写真撮影した保育の様子を玄関掲示する。また、契約写真業者のホームページサイトにも写真を掲載し、定期的にお知らせする実施方法へと変更する。希望者には写真購入も可能にし、保育園でのお子さんの姿や保育内容を理解いただく。

エ 育児講座等のリモート実施の検討を行い、子育て家庭への育児援助に努める。

(3) コロナ等の感染予防

ア コロナ等の感染症予防の為、室内外及び玩具など消毒の徹底を図る。

イ 感染症蔓延防止のための吐物処理等の研修を実施し、技術の向上・理解と職員連携方法の確認を確実に身に付ける。

(4) 防災と安全対策

ア 緊急時の対応としてエピペン、救急救命の研修を実施し、技術の向上・理解を確実に身に着ける。

イ 様々な場面を想定しての定期的な避難訓練を実施するほか、専門的な機関と連携しての訓練や法人全体の総合防災訓練に参加する。

ウ クラスごとに定期的な保育室内の安全点検を実施し、設備の不具合など早期に発見対応出来るようにし、事故予防に努める。

エ 外部指導員による不審者対応訓練を実施する。

オ 前年度の事故及びヒヤリハットを見直し、事故発生内容等の振り返りを行い、全職員で事故の予防及び再発防止に努める。

(5) 人材育成のための職員協力体制及び指導体制の強化

ア 保育等に関する各種研修会参加及び外部専門指導者を招いて保育実践研修を実施し保育力のスキルアップを図る。

イ 若手職員育成を行う中で、職員の協力体制の定着を図り、職務別リーダーを中心に年齢による発達理解を深め、安定した保育提供が出来るように努める。

ウ 育休、短時間就労の職員が複数いるが、安心して復帰し負担軽減した勤務ができるように、フリー保育士によるサポート体制を強化する。

エ 保育士の事務省力化及び事務時間の確保の為、必要書類の見直し及び書式変更を試みる。また、年間行事の見直しを行い、職員の負担軽減を検討する。

(6) 保育環境の整備

コロナ予防のため延期していた環境整備は状況を見据えながら実施していく。

ア 養護との境界線であるブロック塀の修繕 約 80 万（養護と按分で約 40 万）

イ 1～2 歳児保育室及びトイレの壁紙張替と天井塗装 約 65 万

ウ 0～2 歳児保育室及び 2 階廊下床張替え 約 250 万

エ 築 35 年以上経って、経年劣化が激しく、修繕・工事等の計画立案検討を行う。

(7) 第三者評価

第三者評価を受審し、保育園運営等についての意見を求める。